

○文部科学省令第二十八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百二十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年五月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 平成三十年度に私立の大学の収容定員（東京都の特別区に所在する学部等に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「前年度の十月一日から同月三十日までの間」とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。